

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の社会的使命と役割を自覚し、本協会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程における規律の対象となる個人は、以下に定める者とする。

- (1) 定款第5条1項(1)に規定する正会員
- (2) 定款第5条1項(2)に規定する賛助会員のうち個人会員（以下「個人の賛助会員」という。）
- (3) 定款第21条に規定する役員
- (4) 定款第28条に規定する名誉会長、顧問及び参与（以下「名誉会長等」という。）
- (5) 登録選手規程に基づき登録をした登録選手
- (6) スポーツクライミング公認ルートセッター、スポーツクライミング競技審判員及び本協会に関わる指導者資格を有する者等、本協会に何らかの登録をする者、並びに本協会が主催、共催等する大会に関係する者（以下「その他登録者等」という。）
- (7) 組織・管理運営規程第4条の委員長、副委員長、常任委員及び専門委員（以下「委員等」という。）

2 この規程における規律の対象となる団体は、以下に定める者とする。

- (1) 定款第5条1項(2)に規定する賛助会員のうち団体会員（以下「団体の賛助会員」という。）
- (2) 加盟団体規程に基づき加盟した加盟団体
- (3) 登録選手規程に基づき登録をした登録団体

(遵守事項)

第3条 第2条第1項に定める個人は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、定款、本規程を含む本協会は一切の規程類を遵守しなければならない。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、ドーピング及び八百長等の不適切な行為を絶対に行ってはならないとともに、これらの行為を自ら行っていないとも放置してはならない。
- (3) スポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない。
- (4) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (5) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

- (6) 補助金、助成金等に関し、不正な経理処理及び不正な申請等の不正行為を行ってはならない。
 - (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。
 - (8) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 2 第2条第2項に定める団体は、以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 法令、定款、本規程を含む本協会は一切の規程類を遵守しなければならない。
 - (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及び八百長等の不適切な行為の根絶に努めるなど、適切な運営をしなければならない。
 - (3) スポーツのインテグリティ及びフェアプレーを確保するよう取り組まなければならない。
 - (4) ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。
 - (5) スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続きによって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。
 - (6) 団体内における補助金、助成金等の経理処理に関し適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為の発生を防止しなければならない。

(処分対象事由、処分対象者及び処分内容)

第4条 第3条に規定する遵守事項に違反したことをもって処分対象事由とする。

- 2 処分内容は、次に掲げる処分対象者となった個人の区分に応じそれぞれ定める。
- (1) 正会員
 - ① 永久追放 定款第9条に基づき正会員としての地位を剥奪し、以後入会を認めない
 - ② 除名 定款第9条に基づき正会員としての地位を剥奪する
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
 - (2) 個人の賛助会員
 - ① 永久追放 賛助会員としての地位を剥奪し、以後入会を認めない
 - ② 除名 賛助会員としての地位を剥奪する
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
 - (3) 役員
 - ① 永久追放 定款第26条に基づき役員としての任を解き、以後選任しない
 - ② 解任 定款26条に基づき役員のを解く
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
 - (4) 名誉会長等
 - ① 永久追放 名誉会長等としての任を解き、以後選任しない
 - ② 除名 名誉会長等としての任を解く
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
 - (5) 登録選手
 - ① 永久追放 登録選手としての地位を剥奪し、以後登録を認めない
 - ② 除名 登録選手としての地位を剥奪する
 - ③ 無期の登録資格の停止 登録選手としての資格を無期限に停止する
 - ④ 有期の登録資格の停止 登録選手としての資格を有期限で停止又は有期限で

再登録を禁止する

- ⑤ 戒告 文書により注意し戒める
 - (6) その他登録者等
 - ① 永久追放 その他登録者等としての地位を剥奪し、以後、登録及び本協会に
関与することを認めない
 - ② 除名 その他登録者等としての地位を剥奪する
 - ③ 無期の登録資格の停止 その他登録者等としての資格を無期限に停止する
 - ④ 有期の登録資格の停止 その他登録者等としての資格を有期限で停止又は有
期限で再登録を禁止する
 - ⑤ 戒告 文書により注意し戒める
 - (7) 委員等
 - ① 永久追放 委員等としての任を解き、以後選任しない
 - ② 解任 委員等の任を解く
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
- 3 処分内容は、次に掲げる処分対象者となった団体に応じそれぞれ定める。
- (1) 団体の賛助会員
 - ① 永久追放 賛助会員としての地位を剥奪し、以後入会を認めない
 - ② 除名 賛助会員としての地位を剥奪する
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
 - (2) 加盟団体
 - ① 永久追放 加盟団体としての地位を剥奪し、以後加盟することを認めない
 - ② 除名 加盟団体としての地位を剥奪する
 - ③ 無期の登録資格の停止 加盟団体としての資格を無期限に停止する
 - ④ 有期の登録資格の停止 加盟団体としての資格を有期限で停止する又は有期
限で再加盟を禁止
 - ⑤ 戒告 文書により注意し戒める
 - (3) 登録団体
 - ① 永久追放 登録団体としての地位を剥奪し、以後登録することを認めない
 - ② 除名 登録団体としての地位を剥奪する
 - ③ 無期の登録資格の停止 登録団体としての資格を無期限に停止する
 - ④ 有期の登録資格の停止 登録団体としての資格を有期限で停止する又は有期
限で再登録を禁止
 - ⑤ 戒告 文書により注意し戒める
- 4 前項の規定により、処分する者に対しては、必要に応じ、始末書、誓約書等の提出を命ずることができる。

(復 権)

第5条 有期又は無期の資格の停止、若しくは再登録又は再加盟の処分を受けた者は、有期の場合は停止又は禁止の期間の3分の2を経過したとき、無期の場合は3年を経過したとき、除名の場合は10年を経過したとき、理事会の決定により復権することができる。

- 2 前項にかかわらず、有期又は無期の資格の停止、若しくは再登録又は再加盟の処

分を受けた者が第2条第1項第5号の登録選手であるときは、有期の場合は停止又は禁止の期間の2分の1を経過したとき、無期の場合は1年を経過したとき、除名の場合は5年を経過したとき、理事会の決定により復権することができる。

(処分手続)

第6条 第4条に規定する者に対する処分手続については、処分規程による。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

付 則

- 1 社団法人日本山岳協会倫理規程（平成24年5月19日施行）は、廃止する。
- 2 この規程は、平成28年8月27日から施行する。
- 3 平成29年11月12日 一部改定
- 4 平成30年3月3日 一部改定
- 5 平成31年3月2日 一部改定